

平成 26 年 11 月 7 日

関係各位

主催 一般財団法人日本粧業会
共催 化粧品公正取引協議会

「不当景品類及び不当表示防止法の改正に関する説明会」開催のご案内

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、昨今、ホテルや百貨店、レストラン等において、メニュー表示と異なった食材を使用し料理を提供していた事例が明らかになるなど、事業者にとって消費者からの信頼を大きく損ねる事態も発生しています。

このため、「不当景品類及び不当表示防止法」の改正により、消費者庁を中心とする監視指導の体制強化や都道府県知事の権限強化などとともに事業者の表示管理体制の強化、さらには不当な表示を行った事業者に対する課徴金制度の導入などが予定されています。

「不当景品類及び不当表示防止法」等に限らず、法規制の遵守は、全ての事業者が十分に理解し、遺漏なきよう行っていかなければならないものですが、一方で、その解釈等については一朝一夕には、理解し難いところもあるかと存じます。

このような状況も踏まえ、今般、「不当景品類及び不当表示防止法」の改正内容を中心に消費者庁表示対策課長真淵博様から直接ご説明を伺う「不当景品類及び不当表示防止法の改正に関する説明会」を開催することとなりました。

つきましては、この機会に本説明会にぜひともご参加いただき、事業者による表示管理体制の強化、向上に資するようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 開催日時

(1)大阪会場（定員：約 500 名）

日時：平成 27 年 1 月 16 日（金）13 時 30 分～15 時

場所：ドーンセンター（大阪府立男女共同参画・青少年センター）7 階ホール

<住所：大阪府中央区大手前 1-3-49 電話：06-6910-8500>

(2)東京会場（定員：約 500 名）

日時：平成 27 年 1 月 23 日（金）14 時～15 時 30 分

場所：日本消防会館ニッショーホール

<住所：東京都港区虎ノ門 2-9-16 電話：03-3503-1486>

2. 講 師

消費者庁表示対策課長 真淵博様

3. 参加料

無 料

4. 申込方法

12月22日（月）までに、別紙1の「不当景品類及び不当表示防止法の改正に関する説明会」に必要事項を記載の上、FAX（03-5472-2536）でご連絡ください。

なお、申込多数の場合は、定員になり次第締め切らせていただきます。

また、説明会でのご質問がある方は、別紙2の「事前質問票」に質問内容を記載の上、12月22日（月）までに、FAX（03-5472-2536）でご連絡ください。

(本件に対する問い合わせ先)

一般財団法人日本粧業会 事務局 坂口、伊藤、大場

住所：〒105-0001 東京都港区虎ノ門5-1-5 トリシティ神谷町6階

Tel : 03-5472-2535 Fax : 03-5472-2536

【送付先 F A X 番号： 0 3 - 5 4 7 2 - 2 5 3 6】

一般財団法人 日本粧業会 あて

「不当景品類及び不当表示防止法の改正に関する説明会」受講申込書

○日 時：大阪会場：平成27年1月16日（金）13時30分～15時
 東京会場：平成27年1月23日（金）14時～15時30分

○場 所：大阪会場：ドーンセンター（大阪府立男女共同参画・青少年センター）7階ホール
 東京会場：日本消防会館ニッショーホール

★受講者名等

会社名又は団体名			
電話番号（担当者名）			
受講者	所属部署	氏名	会場（どちらかにマルを付ける）
			東京・大阪
			東京・大阪
			東京・大阪
			東京・大阪
			東京・大阪

（注）講演会受講者は、当日「本受講申込書」の写しを持参し、受付に提示してください。

【送付先 F A X 番号 : 0 3 - 5 4 7 2 - 2 5 3 6】

「不当景品類及び不当表示防止法の改正に関する説明会」でのご質問につきましては、以下の事前質問票に記載の上、12月22日までに F A X してください。

会社名	
所属・氏名	
電話番号	
F A X 番号	
質問内容	

【大阪会場：ドーンセンター（地図）】



【東京会場：日本消防会館ニッショーホール（地図）】

